

※施設休館日は休みです。各相談とも無料です。

相談	とき	ところ	内容	問合せ
建築相談	7日(休)	13時30分～16時 市役所 ※市民課へ問い合わせてください	設計、工事管理など住まいに関する相談(建築士)	市民課 ※受付は13時からで先着各5組です
行政書士相談	7日(休)		相続・遺言など書類作成に関する相談(行政書士)	
行政相談	14日(休)		行政に関する苦情や意見・要望(行政相談委員)	
人権相談	14日(休)		いじめ、もめごとなど人権に関する悩みごと(人権擁護委員)	
司法書士相談	21日(休)		土地・建物・会社・法人などの登記、裁判関係の手続きなど(司法書士)	
土地家屋調査士相談	21日(休)		不動産の表示に関する登記(土地・家屋の調査または測量)についての相談(土地家屋調査士)	
こまりごと相談	28日(休)		日常の困りごと(民生委員、人権擁護委員) ※予約はその週の月曜日17時15分まで(月曜日が休日の場合は直前の開庁日の17時15分まで)	
弁護士法律相談	水曜日	13時～16時 市役所 ※市民課へ問い合わせてください	各種問題解決に向けて法律上のアドバイス(弁護士) ※同一案件1回(30分)に限り相談できます	【要予約】市民課
ポルトガル語相談 Consulta em português スペイン語相談 Consulta en español	月曜日 segunda feira lunes	9時～12時 市役所1階 相談室1 Primeiro andar da prefeitura sala No.1 en la municipalidad	市役所での各種手続きの案内、生活情報など Oferecemos informações sobre trâmites realizados na prefeitura e consultas da vida cotidiana. Consultas sobre los trámites que se realizan en la municipalidad informaciones de la vida cotidiana, etc.	市民課 Shiminka (Setor do cidadão)
消費生活相談	月・火、木・金曜日	13時30分～16時 市役所1階 消費生活センター	訪問販売、通信販売、悪徳商法などのトラブル(消費生活相談員) ※相談時間内は電話でも受け付けます	商工課
労働相談	5日(火)	13時～16時 相談室2	職場での解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などの悩みごとや困りごと(県労働相談員)	【要予約】商工課
経営総合相談	水曜日	9時～17時 市役所1階 よろず支援拠点出張所	販路拡大・資金繰り・営業戦略など経営に関する相談	【要予約】商工課
税務相談	8日(金)	9時～12時 談話室4	営業、相続、贈与、譲渡、不動産など税一般	【要予約】税務課
児童相談	月～金曜日	9時～16時 こども課	児童の養育上の悩みごとや虐待に関すること、子どもからの相談	専用電話 ☎(41)8810
ひとり親家庭相談			母子・父子家庭の困りごとや生活に必要な相談および未成年の子を持つ離婚に関する相談	こども課
高齢者相談 物忘れ(認知症) なんでも相談 高齢者虐待相談	月～金曜日 火～土曜日	8時30分～17時15分 地域包括支援センター 碧南社協地域包括支援センター 東部地域包括支援センター	・介護、福祉サービスなどの相談 ・認知症に関する知識(症状や治療など)、介護方法、介護の悩み、介護保険などのサービスに関する相談 ・高齢者虐待に関する相談	地域包括支援センター ☎(46)5512 碧南社協地域包括支援センター ☎(46)3840 東部地域包括支援センター ☎(93)1191
手話相談	金曜日	14時～17時 福祉課	聴覚障害者の各種手続きについて手話通訳により補助	福祉課 FAX(48)2940
障害者虐待相談	月～金曜日	8時30分～17時15分 福祉課	障害者虐待に関する相談	専用電話 ☎(41)3377 休日夜間は社会福祉協議会 ☎090(3833)4701
障害者就労相談	月～金曜日	8時30分～17時15分 社会福祉協議会	障害者の就労に関する相談、情報提供など	【予約優先】 社会福祉協議会 ☎(46)3702
発達相談	月～金曜日	8時30分～17時15分 福祉課	18歳までの子どもの発達に関する相談	【予約優先】福祉課
教育相談	月～金曜日	10時～17時 市役所5階 教育相談室	不登校、学校生活、いじめ問題など子どもの教育問題	【要予約】教育相談室 ☎(46)7777